

木材産業特定技能・育成就労協議会運営要領

木材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（令和8年1月23日閣議決定）等の規定を実施するため、木材産業特定技能・育成就労協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、次のように定める。

（目的）

第1条 協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び育成就労の適正な実施並びに特定技能外国人及び育成就労外国人（以下「特定技能外国人等」という。）の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、各地域における人手不足の状況、特定技能外国人等の受入れ状況及び制度の運用に係る課題等を把握し、木材産業分野の実情を踏まえた特定技能の在留資格に係る制度及び育成就労に係る制度の適正な運用に資する取組について協議を行うことを目的とする。

（協議事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる取組について協議又は情報共有を行う。

- 一 特定技能の在留資格に係る制度及び育成就労に係る制度の趣旨並びに優良事例の周知
- 二 木材産業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定
- 三 構成員資格の確認
- 四 特定技能外国人等の受入れに係る人権上の問題等への対応
- 五 特定技能所属機関及び育成就労実施者（以下「特定技能所属機関等」という。）に対する法令遵守の啓発
- 六 特定技能所属機関の倒産等により、特定技能所属機関又は登録支援機関が適合1号特定技能外国人支援計画を実施できない場合における特定技能外国人の転職及びやむを得ない事由による育成就労外国人の転籍に係る情報提供等の協力
- 七 就業構造や経済情勢の変化に関する情報の把握及び分析
- 八 地域別の人手不足の状況の把握及び分析
- 九 前号を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請並びに大都市圏の特定技能所属機関による特定技能外国人及び育成就労実施者による育成就労外国人の引抜きの自粛要請等を含む。）

十 その他特定技能の在留資格に係る制度及び育成就労に係る制度の適正な運用に関する取組

(構成員)

第3条 協議会は、別紙1の構成員により組織する。

- 2 協議会の構成員は、協議会が情報の提供、意見の聴取、現地調査の実施その他の必要な協力を求めたときは、これに協力するものとする。
- 3 協議会は、第1項に規定するもののほか、必要と認める者をオブザーバーとして加えることができる。
- 4 林野庁は、構成員の名簿を林野庁ホームページにおいて公表できるものとする。

(事務局)

第4条 協議会及び第6条に規定する幹事会の庶務は、林野庁において処理する。

(協議会の招集)

第5条 林野庁は、必要に応じ、構成員（特定技能所属機関等を除く。次条第2項を除き、以下同じ。）及びオブザーバーを招集し、協議会を開催する。

- 2 前項の場合において、林野庁は、構成員及びオブザーバーのうち、協議会の議事に関係する者のみを招集することができる。
- 3 林野庁は、協議会の議事に鑑みて必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の者に協議会への出席及び資料の提出を求めることができる。
- 4 林野庁は、議事の内容を記載した書面又は電子メールの送付その他の方法により構成員に周知することにより、協議会の開催に代えることができる。

(幹事会)

第6条 協議会の円滑な運営に資するため、別紙2の構成員により組織する幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第2条に掲げる取組について協議又は情報共有を行うことができる。ただし、構成員資格の停止、取消しその他の協議会の構成員の権利義務に関する重要事項については、協議会において協議を調える。
- 3 この条に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営に必要な事項は、幹事会において定める。

(議事の公開等)

第7条 協議会は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨を公表する。

(関係機関との連携)

第8条 協議会は、木材産業分野における特定技能外国人等の不適正な受入れの防止等のため、出入国在留管理庁から林野庁を通じて提供される情報を、第2条に掲げ

る取組に活用する。

- 2 協議会は、特定技能所属機関等における出入国管理関係法令違反等の不適正な受入れの疑いに関する情報等を把握したときは、林野庁を通じて出入国在留管理庁に対し、情報提供を行うものとする。
- 3 協議会は、前2項に係る情報について、その機密性の保持を確保するとともに、法令の規定による場合を除き、第1条に規定する協議会の目的以外での利用や第三者への提供は行わないものとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この要領は、令和8年6月24日から施行する。

木材産業特定技能・育成就労協議会 構成員

【特定技能所属機関等】

【事業所管省庁】

林野庁

【制度所管省庁等】

出入国在留管理庁

警察庁

外務省

厚生労働省

外国人技能実習機構（外国人育成就労機構が設立されたとき以降は、外国人育成就労機構）

【木材産業分野の特定技能所属機関等を構成員とする団体その他の関係者】

一般社団法人全国木材組合連合会

日本合板工業組合連合会

日本集成材工業協同組合

一般社団法人全国LVL協会

一般社団法人全国木造住宅機械プレカット協会

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会

全国木材チップ工業連合会

一般社団法人日本フローリング工業会

日本複合・防音床材工業会

幹事会 構成員

【事業所管省庁】

林野庁

【木材産業分野の特定技能所属機関等を構成員とする団体その他の関係者】

一般社団法人全国木材組合連合会

日本合板工業組合連合会

日本集成材工業協同組合

一般社団法人全国LVL協会

一般社団法人全国木造住宅機械プレカット協会

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会

全国木材チップ工業連合会

一般社団法人日本フローリング工業会

日本複合・防音床材工業会